

古河市における空家等に関する協定書

古河市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国古民家再生協会（以下「乙」という。）と一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会茨城県古河支部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、連携及び協力のもと、市内の空家等の発生抑制、利活用、適正管理等を通じ、地域の良い生活環境の保全や活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「空家等」とは市内に所在する建築物（建築後おおむね50年以上経過した古民家を含む）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近い将来に同様になることが見込まれるものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携及び協力する事項）

第3条 甲と乙と丙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力をする。

- （1）空家等に関する情報共有に関すること。
- （2）空家等の相談に関すること。
- （3）空家等の発生抑制、利活用に関すること。
- （4）空家等の適正管理及び解体促進に関すること。
- （5）空家等の保全・再生に係る助言等に関すること。
- （6）空家等を活用した地域活性、移住定住の促進に関すること。
- （7）空家等を後世につなぐための人材育成及び教育に関すること。
- （8）その他、甲と乙と丙が協議して必要と認める事項に関すること。

（情報共有）

第4条 甲は、空家等に関する情報について、所有者等の同意が得られたものについて、乙または丙に情報提供できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙と丙は、本協定に定める事項の実施に当たり、知りえた情報を甲と乙と丙の承認を受けずに他に漏らしてはならない。本協定の満了その他の効力がなくなった後も同様とする。

(損害賠償の免責)

第6条 甲が第4条の事項により乙と丙に対して損害又は損失を与えた場合において、甲は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任の一切を負わないものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 協定機関の満了前に、甲と乙と丙のいずれからも解除の申し出がない時は、協定の期間は1年間延長したものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定の内容の変更若しくは解除については、甲と乙と丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲と乙と丙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月19日

甲 茨城県古河市下大野2248番地

古河市長 針谷 力

乙 東京都千代田区内幸町1丁目3-1
幸ビルディング9階
一般社団法人全国古民家再生協会

理事長 杉本 龍一

丙 茨城県古河市小堤277番地3
一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会
茨城県古河支部

会長 長塚 威